

# い みず 射水市 農業委員会だより

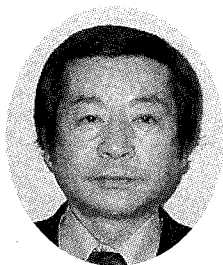
## 第 4 号

平成21年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



## 就任あいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

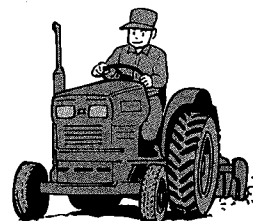
昨年12月の農業委員の改選により、新たに会長に就任いたしました舟木です。就任にあたりごあいさつ申し上げます。

さて、ご存知のとおりわが国は、食料の多くを海外に依存しておりますが、去年は穀物価格が高騰する一方それらの輸出国が輸出規制を行なうなど、世界の食料事情が大きく変化しています。このため、わが国では、農業の基礎的な資源である農地を優良な状態で確保し、有効活用を図るため、昨年12月に「農地改革プラン」を策定し、これに基づく農地法等の一部を改正する法律案が国会で審議されています。

農地改革プランでは、①農地転用規制の強化や農業振興地域の農用地区域内からの除外の厳格化により農地を確保。②貸借を通じた農地の有効利用を図るため、「農地制度」を戦後の農地改革から続く耕作者の農地所有に拘ることなく、農地の適切な利用が図られることを基本とすることに変更し、農地の所有者・賃借権者に適正かつ効率的に利用しなければならない旨の責務規定を設け、さらに、小作地の所有制限の廃止、複数の者に共有されている農地の利用権設定手続の一部簡略化、長期賃貸借の創設、標準小作料を廃止し実勢賃借料情報を提供することへの変更、その他農地を利用する者の確保・拡大のため、賃借権を設定するための要件を緩和。③農地に係る相続についての検討。④耕作放棄地の計画的な解消を図る。⑤「小作地」等の用語の見直し等を行ないます。なお、改正法の施行は、今年の秋以降になるのではないかとと思いますが、5年後を目途にこれらの方策について検討を加え必要な措置を講ずることとなっております。

また、今日の経済状況は、百年に一度の不況と言われ、多くの人たちの就職が困難な状況にあります。そこで、これを機に従来より労働力が不足している農業分野に目を向けていただき、就職難の時代における受け皿になるためには、農業に明るい希望が持てるようにしなければなりません。そのためにも、米の消費の減少・長引く米価の低迷・農業者の高齢化等の諸問題を解決するための農業政策が期待されます。

おわりに、射水市農業委員会として、委員全員が協力し地域に密着しながら、耕作放棄地の解消や地域の担い手の育成に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。



みんなで考え

# 特定農業団体 ファーム沖塚原

みんなで行動

組合長 松波 幸長

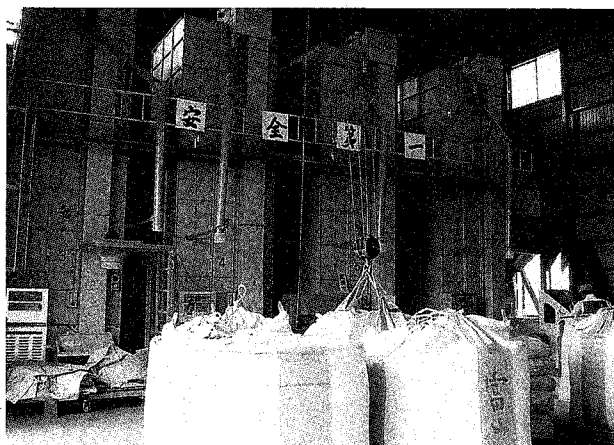
## 《略歴》

- ①平成16年2月、沖塚原の農家21戸（耕作面積20ha）において、農機具の共同利用を中心とした生産性の高い営農組織の確立に資することを目的に設立しました。
- ②平成18年6月には射水市より特定農業団体として認定を受け、農業収入を一本化しました。
- ③平成19年9月、沖塚原411番地に天井クレーン付の農作業施設（220㎡）、乾燥機（80石）を建設。
- ④平成20年には、組合員の休憩所兼事務所棟（50㎡）を組合員共同による手作りにて完工。
- ⑤設立当初より、組合員全員出役での機械の共同作業を行い、法人化を目指し今日に至っています。



## 《現在の活動状況》

- ・ 組合員 22戸
- ・ 生産物
  - 水稻（転作大麦・大豆） 23ha
  - ねぎ 7,000㎡
  - ブロッコリー 6,000㎡
  - 生花ストック 5,000本
- ・ オペレーター部会の組織化により、特に次世代を担う若者の育成に力を注いでいます。
- ・ 毎年の慰安旅行、春と秋に慰労会を設け、組合員相互の福利厚生と親睦を深めています。
- ・ 各種研修会に積極的に参加し、技術向上に努めています。



## 《これからの活動は》



水稻では、これまで2年間取り組んできた直播栽培の経験を活かし、低コストの米づくりを推進しながら、更なる収益アップを目指します。

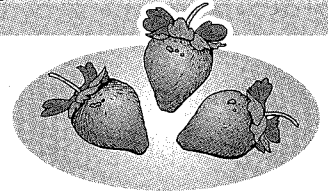
また、第二の作物として、ねぎを早く採算ラインに乗せ、次代の主力として成長させていきたいと考えています。

今後も、地域農業の一翼を担えるよう、組合のスローガン「みんなで考え、みんなで行動」をこれからも実践していきたいと思っております。

# 新たに農業の世界へ

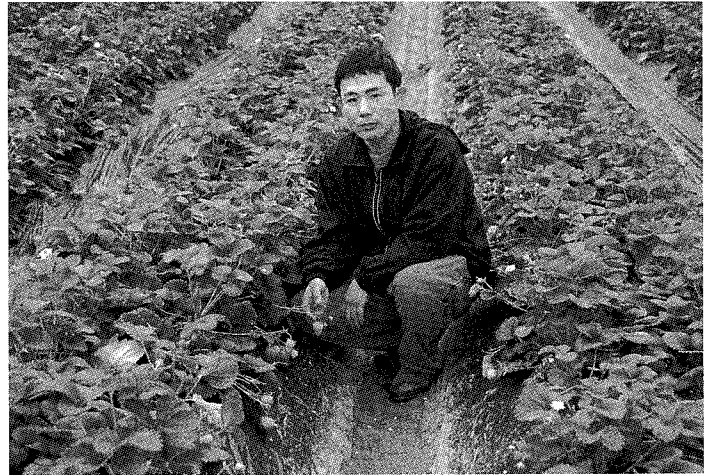
松本剛明さん (32歳)

(射水市池多)



私はJAいみず野で野菜栽培の研修を2年間受け、昨年春から実家の射水市池多で新規就農しました。現在は、甘味と酸味のバランスが良い「紅ほっぺ」という品種のイチゴを栽培しています。昨年9月、ビニールハウス3棟に4,000株を定植し、収穫は12月下旬から5月下旬まで続きます。

「紅ほっぺ」は、最低気温5℃でも生育するため、寒さの厳しい富山においても、比較的栽培しやすいという特徴を持っています。しかし、冬のイチゴ栽培に関して、富山は他の産地と比べ気象条件

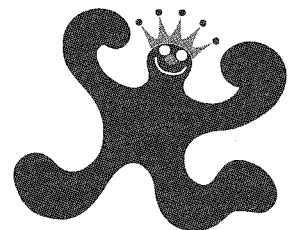


が悪く、成功事例が少ないため、取り組む際には不安がありました。しかし、富山の寒さによって実がゆっくり熟するため、その分糖度が増すことが分かり、食味と鮮度で他の産地のイチゴと差別化できると確信し、思い切って取り組み始めました。今年はたまたま冬の気象が良かったため、味も収量もまずまずの出来栄です。しかし、一年生農家の私は、農業全般において、技術面でも経験面でもまだまだ未熟です。その上、イチゴは栽培技術の難易度が高いため、毎年続けて食味の良いイチゴをたくさん収穫できるようになるには、たくさんの課題があります。

その他、夏場はアルギットニラやナス、オクラなど様々な野菜栽培に取り組んでいます。アルギットニラは市場に出荷していますが、それ以外の自分でこだわりを持って作った野菜は、庭先販売やスーパーやホテルと契約出荷して、お客様からの意見や感想を参考にしながら、研鑽を積んでいきたいと考えています。どの野菜も食味を重視した栽培を目指しているので手間隙がかかり、体力的に辛いこともあります。それでも、農業は楽しくて仕方がありません。自然の中で汗水たらして労働できる喜びや充実感は心地よく、そして何より、お客様から「美味しい」の一言を頂いたときの嬉しさは、全ての苦勞が報われる瞬間です。これからも、試行錯誤を繰り返しながら、お客様に喜んでいただける美味しい野菜を生産するよう努力していきたいと思っています。

射水ブランド  
ロゴマーク

イミズシティ



IMIZU CITY



# 射水市農業委員会委員名簿

農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 浦野 勉

## 〈新湊地区〉



舟木康眞  
(朴木)

〔新湊・塚原  
(国道8号線  
北側)〕



安部忠允  
(片口久々江)

〔片口  
七美〕



中井敏男  
(沖)

〔作道  
(沖・今井・  
鏡宮・布目・  
高木)〕



宮本一男  
(沖塚原)

〔塚原  
(国道8号線  
南側)〕



吉岡博幸  
(本江)

〔本江  
海老江〕



奥野愉喜雄  
(作道)

〔作道  
(作道・野村・  
久々湊)〕



佐伯洋作  
(津幡江)

〔作道  
(津幡江・  
殿村)〕

## 〈大島地区〉



横山 實  
(北高木)

〔大島  
(宮腰・竹内(勇)  
委員担当地区  
以外の地区)〕



宮腰清美  
(中野)

〔大島  
(中野・若杉・  
北野・西園・  
新町・常盤町)〕



竹内勇三  
(今開発)

〔大島  
(今開発・  
本開発・  
新開発)〕

## 〈下地区〉



山上逸朗  
(加茂中部)

〔加茂〕



向井隆一  
(白石)

〔白石  
倉垣小杉〕



大窪長則  
(倉垣小杉)

〔下村三箇〕



熊西忠治  
(摺出寺)

〔摺出寺  
八講〕

## 〈大門地区〉



前田 進  
(串田)

〔櫛田  
(本村・牧田・  
西村・布目沢・  
小泉)〕



大橋 功  
(島)

〔浅井  
(広上・西広上・  
上条・島)〕



藤井 隆  
(安吉)

〔二口  
(棚田・安吉・  
本田・下若)〕



安吉孝宣  
(大門本江)

〔二口  
(二口・大門  
本江・中村)〕



山本久雄  
(串田新)

〔櫛田  
(新田・松原・宮新  
田・山ノ谷・大久  
保・竹原・梅木・  
荒町・丹池)〕



山崎良吉  
(市井)

〔水戸田〕



荒井啓治  
(下条)

〔浅井  
(土合・堀内・  
下条・土合  
北部)〕

## 〈小杉地区〉



竹内一夫  
(三ヶ)

〔三ヶ〕



水元睦雄  
(西高木)

〔大江〕



柄戸紀男  
(稻積)

〔大江〕



大松治雄  
(橋下条)

〔橋下条〕



針原広義  
(戸破)

〔戸破〕



山下隆之  
(青井谷)

〔金山〕



松山宗則  
(山本新)

〔池多〕



浦野 勉  
(黒河新)

〔黒河〕

# 知っていますか？「農地の権利移動」

## 農地の売買・貸し借りには許可が必要です。

農地を農地として売買あるいは貸し借りをする場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可が必要です。

これは、資産保有や投機目的など「耕作をしない目的」による農地の取得を規制し、併せて、農地を効率的に利用できる人に委ねることをねらいにしています。

### 主な許可基準

次のような場合には、許可になりませんので、ご注意ください。

- ① 農地取得後の経営面積が50アール未満であること。
- ② 自宅から、農地までの通作距離が20km以上であること。
- ③ 申請者が農作業に常時従事すると認められない場合。
- ④ 小作地で、その小作人以外の者が取得する場合。

詳細につきましては、農業委員会事務局にお問合せください。



## 農地転用にも許可が必要です。

農地転用とは、農地を住宅や店舗、駐車場、資材置場などの用地に変更することです。

農地の所有者自らが転用する場合は、農地法第4条の許可が、農地未所有者が農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者だからといって、自らの権限で農地以外のものにはできません。農地は食料の安定供給を図る上で重要な役割を担っていることから、良好な営農条件を確保しつつ、社会経済上必要な土地需要にも対応するため、農地転用許可制度が設けられています。

所在地、転用面積、転用目的などにより、許可できない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

### 無断転用は罰せられます。

許可を受けず、無断転用などをした土地所有者又は事業者に対しては、原状回復命令や罰金等があります。(農地法第83条の2、農地法第92条、農地法第93条)

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ・許可を受けずに農地の転用を行った者       | 『3年以下の懲役又は300万円以下の罰金』 |
| ・偽り、その他の不正な手段により許可を受けた者  | 『3年以下の懲役又は300万円以下の罰金』 |
| ・工事の中止、原状回復などの命令に従わなかった者 | 『6月以下の懲役又は30万円以下の罰金』  |

※申請書は射水市ホームページ内、申請書ダウンロードに各種様式がありますのでそちらをご覧ください。

## — 地域でなくそう耕作放棄地 —

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤であります。しかしながら、近年、農業者の減少・高齢化の進行により、耕作放棄地が増加しております。

国際的な食料事情が不安定化する一方、今後とも農地面積の減少が見込まれる中で、食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが必要であります。また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で耕作放棄地を解消して地域の農業振興を図ることが重要です。



# バイオマスタウン形成の農業への効果

射水市は、本年2月に「射水市バイオマスタウン構想」を公表しました。  
そこで、バイオマスと農業のかかわりについて紹介します。

## 食の安全とバイオマス農業

最近、農作物に対してGAPやトレイサビリティということが行われ、消費者ニーズに沿った有機農業や減農薬への取組が行われるようになってきました。

バイオマスは動植物由来の資源であり、そこから生まれる肥料はまさに有機100%です。環境保全型の農業の推進にもバイオマスを利用することは効果的であると考えられます。

これらのことが食育に影響し、循環型社会にも貢献することは言うまでもありません。

## 農業系廃棄物の利活用のための新たな取組

現在、本市で行われている農業系廃棄物の利活用は、牛糞とおが屑やもみ殻等を混合し、熟成させた堆肥による園芸作物への施肥が主流となっています。

しかしながら、本市の農業の中心は大型圃場による水稲作であり、有機肥料を使用するには、散布の方法が限られていることや、完熟しないままの散布は臭気が強いなどのさまざまな問題点がクリアされなければ使いにくいというのが現状ではないでしょうか。

本市バイオマスタウン構想に、農業団体から、「もみ殻と牛糞」を使った堆肥作りと地力の回復について提案され、先のような問題点を含めて研究を進めることとしています。

また、もみ殻から珪酸を抽出するアイデアも提案されており、平成21年度より富山県立大学で実証実験が始まります。

もみ殻から抽出した珪酸は、肥料の原料や、化粧品や太陽光パネルの材料となります。また、抽出時に発生する熱により農業用ハウスへの温熱供給ができることとなるため、期待したい取組のひとつです。



## バイオマス肥料の研究

珪酸は稲わらにも多く含まれる物質であるため、現在は刈取り後のすきこみを奨励し、土壌保全をお願いしています。

しかしながら、稲わらやもみ殻は繊維質が強く、なかなか腐敗しないため、圃場への大量投入は困難な場合があります。

また腐敗時に大量にメタンガスが発生するなどの問題もあり、地球温暖化への影響も懸念されます。

本市では、これらを回収し、製材廃材や樹皮から作った炭や、珪酸、刈草や剪定枝、家畜ふん尿等を材料とした肥料作りの研究も行うこととしており、農業者に使いやすく環境に優しい肥料の製造に向けた検証を始めることとなります。

## バイオマスによる土作りからの教育ファームの形成

食は命の源であり、生活に欠かせないものであるため、食が育まれる農林水産物の生産に関する体験活動を行うことが重要です。市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組を「教育ファーム」といいます。

体験者が、実際に農林水産物を営んでいる方の指導を受け、同一作物につき2つ以上の作業を年間を通じて行うこととしています。

自ら携わる作業から成長を感じ、時にはきつい作業を味わい、そして収穫の喜びを体験するとともに、生産者とのふれあいも重要とされています。

平成21年度は、食への理解をより深めるため、バイオマスを利用する地球に優しい土作りからの展開を計画しています。



※ バイオマス 生物資源 (bio) の量 (mass) を表すものです。  
一般的には生物由来の有機性資源で化石資源 (石油・石炭・天然ガスなど) を除いたものを言います。

# 新しい農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心して豊かな老後を！

農業に従事する方は  
広く加入できます

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

税制優遇(特例措置)で  
とってもお得です

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

農業者年金の財政運営は  
安定しています

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出金であるため、安定した財政運営ができます。

過去5年間の  
運用実績は **年 3.43%**です  
(平均利回り 平成15~19年度)

80歳までの保証付の  
生涯年金です

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は  
自由に選択できます

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

担い手の皆様(認定農業者等)には  
一部国庫補助があります

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

# ◎ 標準小作料について

標準小作料は水稻10a当りの基準額をあくまで目安として定めたものであり、これを参考にして貸し手借り手双方で話し合って小作料を決定してください。

平成19年～平成21年水稻標準小作料(10アール当り)

区分	収量	標準額	
田	1	557kg	15,600円
	2	547kg	13,400円
	3	542kg	12,300円
	4	537kg	11,200円
	5	527kg	9,100円
	6	517kg	6,900円

- ※ 標準小作料については、水稻のみの策定を行なった。
- ※ この標準小作料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの小作料とした。  
このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとする。
- ※ 標準小作料の適用期間は、平成19年産分から平成21年産分までの3ヵ年を適用期間とする。ただし、著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。
- ※ 射水市全体の平均収量は、左記区分2である。
- ※ 標準小作料は、用水費・土地改良費(維持管理に要する経常的費用)を含めて算出している。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区については次のとおり。

地区	地 区	標準小作料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	12,300円	上記区分3
	新湊・海老江地区	9,100円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	11,200円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	6,900円	上記区分6

# ◎ 農作業標準料金・賃金について



〈平成19年～平成21年〉

区分	金額	備 考	
賃 金	一般作業	8,560円/1日	
	オペレータ作業	1,546円/1時間	
水 稻	トラクター	12,200円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	田植機	7,200円/10a	苗委託者負担(苗運搬費含まず)
	側条施肥田植機	8,600円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	19,500円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	11,900円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	18,100円/10a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	14,400円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	16,100円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていない。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金である。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できる。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成19年分から平成21年分までの3ヵ年を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金査定基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。